

第3回 出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する 有識者会議 議事要旨

1 日時

令和3年12月15日（水）午後4時30分から午後6時30分まで

2 場所

法務省地下1階共用会議室9

3 出席者（敬称略）

- (1) 出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議
坂元座長，大坪委員，木村委員，寺崎委員，渡辺委員
- (2) 出入国在留管理庁
丸山出入国管理部長，宮尾警備課長，簾内改革推進PT事務局長，上田課
付検事

4 議事要旨

入管収容施設における遠隔医療導入・活用の可能性を検討するため、オンライン診療を実施している医師からのヒアリング及び質疑を行った。その後、出入国在留管理庁から、第2回会議において委員から求めのあった、外部病院における診療の状況について説明を行い、続いて検討課題について委員による意見交換を行った。

委員から示された主な意見は、以下のとおりであった。

- (1) 常勤医師の配置等を通じた収容施設の庁内診療体制の強化について
 - 収容施設で提供する医療の役割を明確にする必要がある。庁内では総合診療・一次救急に相当する医療を提供することとし、それ以上は外部病院で対応することとして役割分担を明確化すれば、庁内診療に必要な体制・医療用機器も明らかになる。
 - 医師確保に向けた関係構築について、大学の医局に研究費を拠出したり、大学に寄附講座を開設するといった方策が考えられる。
 - 医師の確保や外部医療機関との連携を進めるためには、収容施設の見学、業務内容の説明等、収容施設における医療の実情について理解してもらうための広報活動を、学生、医療従事者に対して積極的に行うべきである。また、一般の方々にも理解してもらえよう広報すべきである。
 - 医療体制の強化のためには、医療従事者の充実だけでなく、それを支えるシステムが必要であり、准看護師資格等一定の資格や、医療に関する専門的知識を持つ職員を増やすことを含めて検討していくべきである。
 - 准看護師の資格を有する処遇職員について、臨床経験を積ませる必要がある。
 - 処遇職員、管理職員と医療従事者の間で、多職種による積極的な情報共

有，コミュニケーションの場を設けることが重要であり，その際には，提携病院等外部の医療機関に参加してもらうことも検討するべきである。

(2) 協定等を通じた，休日等を含めた外部の医療機関との連携体制の構築・強化について

- 診療協力病院を複数確保し，連携協定を結ぶ形としてはどうか。その際，具体的な事例について振り返りを積み重ねて信頼関係を築いていくために，定期的なミーティングの場を設けることが大事である。

(3) その他関連事項について

- 常勤医師が不在の官署における夜間・休日の医療体制の強化のため，全官署におけるオンコール体制を構築することが考えられるが，そのような場合，電話による患者の診療なのか，職員からの相談対応なのかを明確にする必要がある。
- ヒヤリハットやインシデントの事例を報告する文化を醸成し，その情報を蓄積し共有する危機管理体制を構築することが重要である。処遇職員や医療従事者など多職種で構成する安全対策委員会のようなものを設けてはどうか。
- 医療現場を統括する立場の者は，医療に関する基礎的知識を身に付ける必要があることから，人事配置上の配慮や研修機会の付与など組織として制度を整えるべきである。
- 本会議で提言された事項について，その実施状況をフォローアップするため，第三者を入れた評価委員会を設けてはどうか。

以 上